

香川障害フォーラムの要望に対する各市町の回答

香川障害フォーラムの要望に対して回答を頂いた高松市・丸亀市・三豊市・三木町

【要望 1】 障害者が地域で自立して生活するために公営住宅への優先入居のほか、民間住宅を公営住宅として借り上げる制度を活用し入居促進を図ってください。障害者等が入居可能な民間賃貸住宅について「あんしん賃貸住宅支援事業」を行政が不動産関係事業者に説明してください。障害者世帯への家賃債務保証については、全国組織である「高齢者住宅財団」で制度が設けられているが、賃貸住宅の経営者と財団の間で基本約定を締結することが保障の前提となっている。経営者への制度周知をし債務保証制度の利用が可能な賃貸住宅の拡大に努めてください。

【高松市回答 1】 本市では、障害者世帯を対象として、一般世帯向けとは別枠で公募する戸数枠設定方式による優先入居制度を実施しており、特定の団地について身体障害者世帯向けに整備した部屋を確保し、募集可能な場合は年 4 回の定期募集に併せ身体障害者世帯向け住宅として公募しています。また今後「地域優良賃貸住宅」等、民間事業者との連携を進めていくこととしており、借上げ公営住宅の導入についても調査・研究していきたいと存じます。「あんしん賃貸支援事業」は不動産関係事業者や N P O ・ 社会福祉法人等の支援団体が連携して、障がい者等に対し賃貸住宅に関する情報提供や様々な居住支援を行うもので、不動産関係事業者等があんしん賃貸住宅を都道府県に届出し登録を行うことになっています。香川県では現在、この事業に取り組んでいません。「高齢者住宅財団の家賃債務保証制度」の周知については、本来、実施主体である高齢者住宅財団が行うべきものであり、同財団から依頼があれば、ポスター掲示やパンフレットを置くなど可能な協力は行いたいと存じます。

【丸亀市回答 1】 高齢者をはじめ障害者の方々などにつきましては、要望の趣旨のとおり優先して住宅の援助を行う必要があるため、現在、公営住宅への優先入居を実施しております。今後とも限られた戸数ではありますが、その維持・拡充に努めてまいります。なお現在の財政状況下、民間住宅を公営住宅として借り上げた上で入居促進を図る考えはございません。

【三豊市回答 1】 現在、市の住宅の入居方法に関しては、抽選ではなく選考委員会で選考、答申して市で決定している。この選考委員会での選考方法として、条例により「母子世帯、老人世帯又は心身障害者世帯で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者」を優先的に選考している。また市営住宅は住宅に困窮している低所得者を基本に家賃は応能応益家賃となっており、低家賃で賃貸している。このようなことから民間の不動産関係事業者との競合する箇所はほとんどないと考えるが、賃貸業者からの家賃保障制度の周知依頼等があれば検討したいと考える。

【三木町回答 1】 要望の趣旨に沿えるよう検討してまいります。

【要望 2】 精神障害者に対する偏見や差別をなくするために一般市民に正しい精神障害に対する認識と理解を深める啓発・広報活動をしてください。

【高松市回答 2】 精神保健における偏見をなくし正しい理解をするために、一般市民、当事者や家族向けに「こころの健康セミナー」や「アルコール問題を考えるセミナー」、「統合失調症家族教室」などを開催しています。また地域においては地区保健委員会とともに、うつ病やこころの健康についての講演会などを行い、先日 9 月 5 日の「高松市民健康の日」には市内全域の保健委員会の方々が 200 人あまり集まった記念講演会を実施しています。今後も精神保健の正しい知識についての啓発・広報活動を実施してまいります。

【丸亀市回答 2】 ポスター・パンフレットの掲示、また研修会や地域交流などについて関係機関と連携を深めながら正しい知識と理解が得られるようつとめています。

【三豊市回答 2】 現在、一般市民へ精神障害に対する認識と理解を深める啓発活動として広報やホームページなどを活用し、市民の障害者に対する正しい理解を促進するため、さまざまな機会を通じて障害及び障害者に対する市民意識の高揚を図っているところである。今年度は「精神保健福祉普及期間」である 10 月に合わせ広報に掲載、また健康・福祉まつりにおいて市民の理解と認識を深めるための啓発を行います。今後とも、これまで以上に障害への特性の理解と認識が深められるよう啓発・広報活動を積極的に推進していきたい。

【三木町回答2】すでに、さまざまな機会を捉えて町民の方に正しい精神障害に対する認識と理解を深めていただけるよう啓発・広報活動を行っているところです。今後も引き続き実施してまいります。

【要望3】長期入院児童の病院内での居宅支援サービスが受けられるようにしてください。

【高松市回答3】居宅介護サービス（ホームヘルプサービス）については、障害者自立支援法等関係法令に基づき実施しているものであり、現行制度上、居宅において生活全般に対する援助を行うもので病院内でサービスを受けることはできません。現在、厚生労働省の「障がい者制度改革推進会議（総合福祉部会）」において制度の在り方が検討されており、病院内でのヘルパー利用についての意見も出ていることから、今後、その動向を見守りたいと存じます。

【丸亀市回答3】障害者自立支援法第5条第2項において、居宅支援は居宅においてのみとされており、現在のところ法律をこえるサービスは考えていません。

【三豊市回答3】居宅介護については、居宅の方を対象としたものであること、また他の法令による給付との調整について規定されており、自立支援給付に相当するものを受けるときは給付を行わないとされていることなどから、入院時に居宅介護サービスを受けることは現行制度では困難である。

【三木町回答3】児童に限りませんが、障害福祉サービスでは長期入院時病院内での居宅支援サービスを利用することが認められていません。今後、国に対して要望する機会がありましたら当事者から要望があることを伝えるよういたします。

【要望4】作業所の補助金を増額し無認可作業所の補助金打ち切りを復活してください。

【高松市回答4】現在「高松市障害者小規模作業所の措置・運営の基準に関する要綱」に該当する4か所の障害者小規模作業所に対し、その運営に要する経費を補助しています。これらの小規模作業所は利用者の処遇面や経営の安定性から、国庫補助の対象となる地域活動支援センターⅢ型等への移行が望ましいと思われませんが、すぐに移行が困難な場合も考えられるので、移行に至らない小規模作業所については、できるだけ援助を継続できるように努めたいと存じます。

【丸亀市回答4】市の方針は、経営の安定化を目指し認可作業所への移行を勧めています。平成17年度において7事業所ありましたが、それぞれ移行し現在では1事業所のみとなっています。補助額についても平成17年度ベースの補助金を交付されていますことから現状を維持したいと考えます。

【三豊市回答4】財政状況の厳しい中、補助金の増額を明記することは困難であるため小規模適所授産施設への移行をすすめていくことで対応したいと考えている。なお障害者自立支援法の動向を見ながら小規模作業所についても見直す部分があれば見直していきたいと考えている。なお本市の小規模作業所はすべて地域活動支援センターⅢ型に移行している。

【三木町回答4】現在、三木町内に作業所がないため補助金を交付している実績はありませんが、今後、対象の作業所があれば検討をしてみたいです。

【要望5】障害者施設整備をする場合の条件に「近隣の自治会長の同意及び隣接地権者の同意」が条件になっていますが、この「同意」は条件としないようにしてください。

【高松市回答5】障害者施設整備については、国庫補助に係る協議等についての厚生労働省の通知において「施設の建設に当たっては関係自治体と十分協議を行うとともに、できる限り早い段階で近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること」が示されています。整備後、施設がその地域で愛され安定した運営を行うためには地域住民の理解が重要であると考えており、本市では施設整備に当たっては同通知に沿った取扱いを行っています。

【丸亀市回答5】法的には同意は必要ないと聞いています。また市の権限ではありません。

【三豊市回答5】障害者施設の施設整備については、国庫補助に係る協議についての厚生労働省の通知において「施設の建設に当たっては、関係自治体と十分に調整を行うとともに、できる限り早い段階で近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること」と示されている。このため国庫補助を受ける施設整備については、近隣住民への説明等の状況や問題のないことを確認しているが「近隣の自治会長の同意及び隣接地権者の同意」を条件としているものではありません。

【三木町回答5】主に障害者施設の指定を実施している県とも連携をしつつ検討をしてみたいです。

【要望6】 住宅の改造費を現物支給にし補助の上限を上げてください。そして所得保障のため家賃補助をしてください。

【高松市回答6】 住宅改造費の助成については、交付決定の際に補助金の支払先を、本人あるいは施工業者から選択することができ本人負担の軽減を図っています。補助金の増額については現在、補助実績額の平均が40万円ほどで上限の50万円（生活保護または所得税非課税世帯の場合は75万円）を超えていない状況であることから現在のところ増額は考えていません。所得保障のための家賃補助制度については国の障がい者制度の在り方の中で検討されるべきものであり、財政状況の問題もあることから本市独自の施策として実施することは困難かと思えます。

【丸亀市回答6】 日常生活用具給付等事業における住宅改修費については現物給付となっています。また上限額は小規模修繕を想定したものであり、また介護保険との整合性からも現状で対応していただきたい。所得保障のための家賃補助については、生活全体のなかで考えるべきと思いますので負担になるようであれば生活保護を検討していただきたい。

【三豊市回答6】 現在の障害者の住宅改造費の助成についてであります。65歳未満の視覚障害者又は肢体不自由者1級～2級の者で前年度の所得税が非課税の世帯の方が対象となっています。補助の金額は実際の工事費と100万円を比べて、少ない方の金額の3分の2を補助するというものです。ご要望の住宅の改造費を現物給付にすることについては、事業者が費用の3分の2を利用者にかわって市に請求することにより、利用者は最初から3分の1の負担で利用できるというものです。このようなシステムを「受領委任払い」といって、受領委任払いを実施することについては事業者の登録基準が必要となります。また事前申請による内容確認と承認など給付までの手続きに時間と手間がかかること、また事前承認時と工事内容が違うなど事務処理上の問題もあるようです。しかしながら利用者の利便性を考慮しながら、また事務効率なども勘案して検討してまいりたいと考えています。また所得保障のための家賃補助については財政状況の厳しい中、新たな補助制度の創設は考えていません。

【三木町回答6】 他市町の状況や本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【要望7】 台風や地震などの災害時には中途失聴者・難聴者や聴覚障害者に配慮し情報保障等の対策を講じてください。

【高松市回答7】

[災害時における情報提供]

ホームページ「もっと高松」、防災行政無線、防災メール等の媒体を通じて気象警報・注意報の発表等の気象情報を始め、避難準備情報、避難勧告、避難指示などの避難関係情報や道路の通行止めなどの情報をできるだけ迅速に発信するほか、地域に密着した情報媒体であるケーブルメディア四国、FM高松、高松市有線放送電話協会との間で「災害時緊急放送の協定に関する協定書」を締結し、災害時にはケーブルテレビ（文字放送、データ放送、緊急割込放送）やコミュニティFM（緊急割込放送）、有線放送（緊急放送）を通じて本市が主体的に情報発信できる体制を整えています。このうち特に中途失聴者・難聴者や聴覚障がい者への情報発信の媒体は、主としてホームページ「もっと高松」、ケーブルテレビ（文字放送、データ放送）、防災メールが有効であると考えています。さらに21年度からコミュニティ協議会を中心とした地域支援組織に対し「災害時要援護者台帳」を提供しており、自治会や自主防災組織、民生委員などが連携する中で各地域において情報伝達体制を構築し、避難情報等を要援護者に伝達することとしています。

[避難所での情報保障等の配慮]

テレビを設置している避難所ではテレビによる情報収集が可能なほか、地域内の情報については災害時指定職員として避難所に派遣される市職員や、コミュニティ協議会、自治会、民生委員などの地域支援組織が、要約筆記や掲示などの効果的な情報伝達的手段により、必要な情報の提供に努めることとしています。また市からの避難情報等について、携帯電話にメールを配信する避難情報配信サービスや防災緊急情報配信サービスにより、受信できる体制を構築しています。

[聴覚障がい者のための福祉避難所の設置と周知]

避難所については、防災マップや本市のホームページ「もっと高松」を通じて周知している。避難所に指定されているコミュニティセンターや小・中学校等の中に、聴覚障がい者を含めた要援

護者が介護等を受けることができるよう、一時的に「指定避難所福祉エリア」を設けることとしています。また「協定福祉避難所」として、老人福祉施設については市、県および香川県老人福祉施設協議会と、さらに老人保健施設については市、県および香川県老人保健施設協議会と、それぞれ災害時の要援護高齢者の受け入れに関する協定を締結し、聴覚障がいをもつ高齢者の受入体制を整備しており、県から受入可能な施設が市に通知されるので、それを受けて本市のホームページや地域を通じて周知します。さらに「指定避難所福祉エリア」や「協定福祉避難所」で個人的な配慮や治療が必要な要援護者について、本市の社会福祉施設や病院を「指定福祉避難所」として活用し受け入れることとしています。

【丸亀市回答7】 香川県ろうあ協会と協議していくとともに、災害時要援護者支援プランのなかでも検討していきたいと考えています。

【三豊市回答7】 市では、障害のある人等を始めとする災害時要援護者の避難対策として、災害時要援護者登録台帳を作成しており、災害が発生したときに避難所へ避難することが困難で、家族等の支援が十分に受けられず地域の方々の支援を必要とする人（災害時要援護者）の登録を行っています。災害時の聴覚障害者への情報提供等には手話通訳者の確保・派遣は極めて重要であると考えている。今後、関係部局とも連携をとりながら災害時における手話通訳者の確保・派遣などについて検討していきたい。

【三木町回答7】 三木町避難支援プラン個別計画の策定の中で検討してまいります。

【要望8】 自立支援法にある移動・輸送サービスを通学、通所時にも利用できるようにしてください。

【高松市回答8】 移動支援は原則として通学・通所には認めていませんが、個別のケースにおいて必要性があると判断される場合（保護者の事情など）は認めています。また現在、厚生労働省の「障がい者制度改革推進会議（総合福祉部会）」において、移動支援の在り方についても検討されていることから、今後その動向を見守りたいと存じます。

【丸亀市回答8】 通学については、保護者が緊急やむを得ない理由により送迎ができない場合に認めています。通所については通所サービス利用促進事業において実施しています。

【三豊市回答8】 現行制度の中で学校への通学・施設への適所については、原則移動支援事業での利用は認められていません。理由として学校等（幼稚園、小中学校、高等学校、大学など）への通学については、第一義的には学校等又は保護者の送迎を基本とすべきであるという考え方からです。通学の支援は学校等が行うべきものであるため、福祉施設である移動支援事業を利用し週5回の通学を行うなどの長期かつ継続的利用を認めることは適当でないと判断している。ただし保護者の持病など一時的なものであれば利用を認めている事例もあることから、個別に家庭の事情等を勘案した場合、移動支援事業での通学を行うことが真にやむを得ないと判断される場合もあります。今後、個別の事例を蓄積し課題を整理するうえで情報を一元化して、通学における支援ニーズを的確に把握する必要があるので検討を行う必要があると考えている。

【三木町回答8】 他市町の状況や本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【要望9】 手話通訳者及び要約筆記奉仕員を市・町外および県外に広域派遣が出来るようにしてください。

【高松市回答9】 「高松市手話奉仕員派遣事業実施要綱」等において派遣の範囲は原則市内としていますが、要綱に規定する派遣内容に該当すれば、運用上、県内への派遣に対応しています。派遣範囲を県外まで拡大することは現在のところ考えていません。

【丸亀市回答9】 現在、県内の派遣は可能です。県外につきましては圏域市町及びろうあ協会と協議の上、検討いたしたい。

【三豊市回答9】 障害者自立支援事業では、手話通訳者・要約筆記派遣は地域生活支援事業として市町村で実施しており、当面は地域の実情を勘案し実施していきたいと考えている。県外における手話通訳の確保については、今後、香川県とも調整しながら検討していきたいと考えている。なおコミュニケーション支援事業が地域生活支援事業として、市町村の事業となったことから今後も必要な事業であるとの認識から今年度以降の事業として検討していきます。

【三木町回答9】 現在県内の派遣は可能となっています。県外については他市町の状況や本町の

財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【要望10】 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣対象を個人だけでなく、団体行事に対しても派遣しても無料にしてください。

【高松市回答10】 これまで手話通訳者の団体行事への派遣については、原則、自助・共助での対応をお願いしてきたところですが、県ろうあ協会からの要望を受け、今年度から「出前講座」など市の関わりが大きいものや「新型インフルエンザの予防」など市も周知啓発に関わるのが妥当な内容のものについては弾力的に運用し公費での団体派遣を実施しています。

【丸亀市回答10】 団体行事においての手話通訳者の設置は主催者側でお願いしたい。

【三豊市回答10】 本市が実施している手話通訳及び要約筆記奉仕員の派遣については、香川県聴覚障害者福祉センターに委託しており、通訳者以外に適当な意思の伝達を介する者がいない聴覚障害者に限っており、通訳者の派遣対象地域は香川県内としている。費用負担については申請者からの派遣費用は徴収しないこととなっています。ご要望の団体行事に対して派遣しても無料にしてくださいという要望については他市の状況も見ながら検討していきたい。

【三木町回答10】 他市町の状況や本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【要望11】 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣対象の制限を撤廃し、様々な場面で必要な時に派遣できるようにしてください。

【高松市回答11】 派遣対象の制限を撤廃し公費負担であらゆる場面に派遣することは困難であり、個人的な用務、利害関係が生じるものへの派遣については、原則、自助・共助の観点に立った対応をお願いしたいと考えております。

【丸亀市回答11】 公費負担をする上で望ましくない、宗教関係や営利目的関係などについて若干の制限はありますが、日常生活を営む上で支障はないと考えます。

【三豊市回答11】 派遣対象については、(1) 受診等のために医療機関等へ出向く場合、(2) 届出、申請、相談、行事参加等のために官公庁、学校等の公的機関へ行く場合、(3) 奉仕活動に参加する場合とされており、営利を目的としていたり、政治活動行為や宗教的な目的がある場合、また講演会等の主催者側の経費で賄える場合を除いて制限を設けているものではありません。あくまで聴覚障害者が対象であり、必要時には手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を実施しています。

【三木町回答11】 他市町の状況や本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【要望12】 聴覚障害者、中途失聴者・難聴者の自立と社会参加促進のために手話通訳派遣及び要約筆記派遣は公費負担で継続、予算の増額をしてください。

【高松市回答12】 高松市手話奉仕員・要約筆記派遣事業は、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として高松市が実施主体となって実施しているものであり、現在のところ派遣費用の利用者自己負担は求めています。今後については国の障がい者制度改革の動向も見極めながら適切に対応したいと存じます。

【丸亀市回答12】 障害者自立支援法の地域生活支援事業のなかで実施しており公費負担を考えています。予算については実績ベースで計上していますので、必要があれば補正予算にて対応したいと考えています。

【三豊市回答12】 本市が実施している手話通訳及び要約筆記奉仕員の派遣については香川県聴覚障害者福祉センターに委託しており、通訳者以外に適当な意思の伝達を介する者がいない聴覚障害者に限っており、費用負担については申請者からの派遣費用は徴収しないこととなっている。今後についても公費負担とし実績に見合った予算の確保に努めていきたい。

【三木町回答12】 現在も無料で派遣を実施しています。今後も必要に応じた予算の確保をしてまいります。

【要望13】 公共機関・施設に耳マークを設置して中途失聴者・難聴者への対応を図ってください。

【高松市回答13】 今後、公共機関・施設において聴覚障がい者へ配慮した対応をはじめ、耳マークの設置について周知・啓発に努めたいと存じます。

【丸亀市回答13】 市役所窓口と市役所内銀行、社会福祉協議会に設置しています。

【三豊市回答13】 耳マークの設置、表示及び普及啓発の推進についてであります。聴覚に障害のある方のうち中途失聴者や難聴者の方々については手話が使えない方も多数おられますことから、

庁内の総合窓口及び市民課の窓口、福祉事務所福祉課などに耳マークの表示板を設置し、各種申請手続き等を筆談で行えるようコミュニケーションの支援に努めている。今後、意志の伝達がより一層円滑に行えるよう障害者や高齢者の方が多く利用される福祉部内の窓口には耳マークの表示板を設置する一方、市内の公共機関等に対しましても協力を要請していきたいと考えている。また耳マークの意味を広く理解していただくため広報誌等を通じて普及啓発に努めていきたい。

【三木町回答13】 関係機関と協議し検討してまいります。

【要望14】 公共施設にマイク対応の磁気誘導ループ（磁波による補聴設備）、文字表示装置（電光掲示板）を装備してください。

【高松市回答14】 磁気誘導ループは文字により情報を得ることができる電光掲示板とともに、聴覚障がい者などへの情報伝達手段として一定の効果があるものと考えており、今後、施設の整備においてその導入効果も含め研究していきたいと存じます。

【丸亀市回答14】 御来庁の皆様の御案内については本庁舎では受付に案内員を配置して親切でわかりやすい案内を心がけておりますが、御指摘の機器等による案内も有効な方法と考えています。マイク対応の磁気誘導ループについては、現在丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）に配置していますが、本庁舎には設置しておりません。また文字表示装置（電光掲示板）については本庁舎玄関に設置しておりますが表示がわかりにくいとの声もあります。昨年設置しました「色別の誘導テープ」は市民の皆様から大変わかりやすいとの好評をいただきました。これからもよりわかりやすい案内表示を推進してまいりたいと考えておりますので、御指摘の機器の新設又は改良については今後検討させていただきたくよろしくお願い申し上げます。

【三豊市回答14】 公的な場におけるマイク対応の磁気誘導ループや文字情報の義務付け及び電光掲示板の設置についてはなかなか難しいと思われませんが、だれもが情報を円滑に受けられるよう、きめ細かな情報提供に心がけるよう関係部署に要請していきたい。特に聴覚障害者の方への情報提供について、より一層きめ細かな配慮を心がけるようにしたい。

【三木町回答14】 関係機関と協議し検討してまいります。

【要望15】 手話奉仕員養成事業を市・町単独もしくは近隣市・町と連携して実施してください。

【高松市回答15】 「高松市手話奉仕員養成事業実施要綱」に基づき、高松市身体障害者協会に委託して実施しています。今後より効果的な事業実施に努めたいと存じます。

【丸亀市回答15】 香川県の委託事業で香川県聴覚障害者福祉センターがひまわりセンターにおいて実施しています。

【三豊市回答15】 手話奉仕員養成事業については、手話に対する理解を深め市民と聴覚障害者とのコミュニケーションの広がりを図るためには奉仕者の養成が必要であると認識している。手話は聴覚障害者の主要なコミュニケーション手段であり手話に対する理解を深め、市民と聴覚障害者のコミュニケーションの拡充を図るため奉仕員の養成は重要であると認識しており、本市においては西讃ろうあ協会へ委託して実施しており、今後、奉仕員の配置について学校行事や大会行事等への派遣を検討している。

【三木町回答15】 本町及び県において手話奉仕員要請事業を実施しています。今後についても引き続き実施してまいります。

【要望16】 市・町主催の行事など全てに情報保障を整備してください。

【高松市回答16】 本市の主催事業の実施に当たっては、事業計画段階から手話通訳者の派遣費用を予算化するよう各課へ周知しています。予算化できていない課については本市の手話奉仕員派遣事業で対応しています。

【丸亀市回答16】 現在、障害者スポーツ大会や社会福祉大会など福祉系の行事につきましては通訳者及び要約筆記者を設置していますが、市主催行事全てに通訳者及び要約筆記者を設置することは難しいため現状の個人派遣での対応をお願いしたい。

【三豊市回答16】 市が主催または後援する講演会や説明会などの場合、聴覚障害者の方が参加されることが見込まれる場合などに必要に応じて市において手話通訳や要約筆記者の派遣を実施しています。（三豊市自治会長会・同和問題講演会など）聴覚障害者の皆さんにとりまして手話通訳者は言うまでもなく重要な存在と考えており、ご質問の市が主催の行事全てにということですが、

今後については聴覚障害をもつ方々の意見、要望などを聞きながら今後の対応について検討していきたい。

【三木町回答16】 敬老会等の行事ではすでに取り組んでいるところですが、尚一層情報保障が可能となるよう取り組んでまいります。

【要望17】 2～3の自治体で障害者自立支援協議会を立ち上げて障害者の自立を図ってください。

【高松市回答17】 平成18年度から本市、三木町、直島町の1市2町で高松障害保健福祉圏域地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業者や保健、医療、学校、就労関係団体など地域の関係機関相互のネットワークを構築しています。

【丸亀市回答17】 丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町の2市3町で、平成19年5月に「中讃西部自立支援協議会」設置しています。

【三豊市回答17】 既に三豊市・観音寺市及び事業者で「三観地域自立支援協議会」を立ち上げ運営会議と協議会を開催している。運営協議会については毎月1回開催しており、三観地域自立支援協議会は4月・7月・10月・1月の年4回三豊市と観音寺市での持ち回りで自立支援協議会を開催している。また香川県で「香川県地域自立支援協議会」が設置されており9月と3月に自立支援協議会を開催している。

【三木町回答17】 高松障害保健福祉圏域自立支援協議会が組織されています。今後も自立支援協議会で、さまざまな事案に対する検討を深めてまいります。

【要望18】 障害者基本計画（プラン）未設定の町は早急に策定してください。この策定のための推進協議会委員に香川障害フォーラムを委員に推薦してください。

【高松市回答18】 障害者基本法に基づく「高松市障害者計画」、および自立支援法に基づく「高松市障害福祉計画」については、公募委員をはじめ三障がいの関係者や障がい者当事者、学校関係者や医師会関係者などの構成メンバーにより「高松市障害者施策推進懇談会」を設置し意見を取り入れ策定しています。今後、計画の見直しに当たっては障がい者の意見を反映したよりよい計画となるよう各分野のバランスも考えた委員構成としたいと存じます。

【丸亀市回答18】 平成18年度に策定済みです。

【三豊市回答18】 本市では「三豊市障害者計画・障害福祉計画」（平成18年度から平成23年度：第1期障害福祉計画平成18年度から平成20年度）を平成19年3月に策定している。そして第1期計画が平成20年度末で終了することに伴い障害福祉サービス等の利用実績や目標値の進捗状況等を分析し、第1期計画の見直しを行い平成21年度から平成23年度までの計画「三豊市第2期障害者福祉計画」を策定している。平成24年度からの「三豊市障害者計画・障害福祉計画」策定にあたっては三豊市障害者福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、幅広く市民の意見を聴き総合的な検討を行うため、識見を有する者、障害者団体の関係者、福祉・医療関係者、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員等のうちから委員の選考を行い、市長が委嘱することとなっている。

【三木町回答18】 策定済みです。

【要望19】 障害のある子の学籍をその子の住む地域の小・中学校に一元化してください。

【高松市回答19】 現行法令上、困難です。（学校教育法施行令第11条、14条、15条特別支援学校への就学についての通知 等）

【丸亀市回答19】 丸亀市では障害の有無にかかわらず市内に居住する対象幼児児童全員に入学通知書を発送しています。よって障害のある子の学籍も、その子の住所地の小・中学校に一元化しております。

【三豊市回答19】 三豊市においては、原則として現住所が市内にある翌学年の初めから小・中学校に就学する全ての子どもに対して入学期日を通知している。ただ通知を出す以前に保護者から特別支援学校に入学を希望し決定した子どもに対してのみ通知は出していない。

【三木町回答19】 国・県の動向や県内他市町の状況をみて検討してまいります。

【要望20】 「インクルーシブ教育」を原則とし、特別支援学校・特別支援学級については本人・保護者の希望によって措置してください。

【高松市回答20】 就学先の決定を含めた就学事務については、義務教育の実施責任を有する教育委員会が最終的に判断することとなっています。（学校教育法施行令第1条～第22条2 就学事

務に関する規定)本市では保護者の意向を尊重し同意を得た上で就学先を決定しているところです。
【丸亀市回答20】平成18年6月に成立した学校教育法等の一部改正により、平成19年3月に学校教育法施行令の一部改正が行われました。主な改正点として第18条の2では障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取が義務付けられました。

丸亀市では障害のある幼児児童生徒の就学に当たって教育相談・教育診断を実施し、その実情を把握し適切な就学指導に資しております。毎年11月に実施しております就学指導委員会は、学校教育法施行令第18条の2に規定された対象幼児児童生徒の保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞く場であり、就学させる学校または学級の最終決定を行うものではありません。よって特別支援学校・特別支援学級については最終的には本人・保護者の希望によって措置しております。

【三豊市回答20】障害者基本法の一部改正(H16年6月)を踏まえ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流等を進めている。また特別支援学校進学や特別支援学級入級については、保護者と十分に話し合い保護者の考えを重視して決めている。

【三木町回答20】国・県の動向や県内各市町の状況をみて検討してまいります。

【要望21】障害のある子も普通学級でともに学ぶため、本人や保護者が求める「合理的配慮」と必要な支援を保障してください。

【高松市回答21】学校における教育内容・方法については、一人ひとりの教育的ニーズを把握した上で適切な指導や必要な支援の充実に努めているところです。また本市として幼稚園および小・中学校に特別支援教育支援員やサポーターを配置し、園、学校生活上・学習上の支援を行っているところです。さらに施設・設備面においても、子どもの障がいの状態や程度に応じて、その整備に努めているところです。

【丸亀市回答21】現在丸亀市では、障害をもった子どももできるだけ日常生活に支障のないようにするために施設・設備の改善を図っております。例えば車いすのための段差解消やポータブルトイレ、人荷両用昇降機(エレベーター)の設置など、その子の障害に応じた対応をしてきております。

【三豊市回答21】一人ひとりの児童生徒にとって何が大切かを保護者を含めて考え実践していくために、これまでも個別の支援計画や個別の指導計画をたてている。また全ての小中学校で特別支援コーディネーターを指名し学校全体で支援する体制をとっている。

【三木町回答21】国・県の動向や県内各市町の状況をみて検討してまいります。

【要望22】「インクルーシブ教育」実現のための教育予算の確保及び教職員の配置を適切に行ってください。

【高松市回答22】法改正をはじめとする今後の特別支援教育制度改革の動向を踏まえ、適切に対応していきたいと存じます。

【丸亀市回答22】今年度、丸亀市として特別支援教育充実のための市加配の支援員を31名、市内小中学校に配置しております。また丸亀市の新規事業として「巡回カウンセリング事業」を立ち上げました。これは市内すべての幼・保・小・中学校を対象に、発達障害の子どもをはじめとして学校・子ども・保護者のニーズに応じた支援を専門家(5名)が行い、その子に応じた質の高い教育活動が展開できるようにするためのものです。今後も本人や保護者の考え方を尊重しながら、丸亀の子どもたち一人ひとりのニーズに合った教育活動が展開できるよう努めてまいります。

【三豊市回答22】「インクルーシブ教育」については、現在中教審でも話し合われているところであるので、三豊市としては今後、国や県の動向を踏まえながら検討していく予定である。

【三木町回答22】国・県の動向や県内各市町の状況をみて検討してまいります。

【要望23】現在、実施している手話通訳者(奉仕員)派遣事業実施要綱に聴覚障害者団体を追加してください。

【高松市回答23】これまで手話通訳者の団体行事への派遣については原則、自助・共助での対応をお願いしてきたところですが、県ろうあ協会からの要望を受け、今年度から「出前講座」など市の関わりが大きいものや「新型インフルエンザの予防」など市も周知啓発に関わるのが妥当な内容のものについては、弾力的に運用し公費での団体派遣を実施しています。

【丸亀市回答23】 団体行事においての手話通訳者の設置は主催者側でお願いしたい。

【三豊市回答23】 聴覚障害者団体への手話通訳あるいは要約筆記の派遣ということですが、手話通訳、いわゆるコミュニケーション支援事業につきましては国庫補助事業ではありますが、平成18年10月から市町地域生活支援事業として、市町が実施する事業という位置づけとなっている。そのような中で、現在では各市町において地域の実情や利用者のニーズに応じた適切なサービスが行われており、また個人の部分につきましても各市町の窓口で申し込んでいただいております、うまく運用できていると考えている。聴覚障害者団体を追加ということに関しましては、個人派遣及び団体派遣についてもうまく対応できていると考えておりますことから、現在のところ障害者団体を追加することは考えていない。

【三木町回答23】 他市町の状況や本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【要望24】 盲導犬の医療費を補助してください。

【高松市回答24】 盲導犬など身体障害者補助犬の給付事業は、障害者自立支援法の地域生活支援事業（都道府県事業）として実施され、本県においては香川県身体障害者補助犬給付事業に基づき、現在7頭ほどの補助犬が、視覚障がいなどの身体障がい者へ給付されています。当給付事業では補助犬の飼育に係る飼料費・医療費等は受給者自らが負担するものとされており、現在のところ医療費の助成は行われていませんが、今後、他市の状況を調査、研究していきたいと存じます。

【要望25】 重度心身障害者の医療費を助成し現物支給にして下さい。

【丸亀市回答25】 市内の医療機関について実施しています。

【三豊市回答25】 70歳未満の方（後期高齢者医療除く）は三豊・観音寺市内は現物給付、70歳以上の方または後期高齢者医療の方は償還給付となっている。三豊・観音寺市以外はすべての方が償還給付となっている。また、すべての方を現物給付にすることを検討しましたが、高額療養費に該当した場合に自己負担限度額を超えた高額療養費を市へ返還していただくケースが多く発生するため現在のところ導入できないのが現状である。

【三木町回答25】 他市町の状況や本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。